



令和4年9月13日  
経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会

## 電力スポット市場における余剰全量供出の未達について

令和4年7月、電力スポット市場において、大手電力事業者による余剰全量供出の未達があったため、電力・ガス取引監視等委員会は、これらの事案に関し調査確認の上、業務改善指導を行いました。

### 1. 概要

電力・ガス取引監視等委員会事務局においては、大手電力事業者に対して、一般社団法人日本卸電力取引所（以下、JEPXという）スポット市場において余剰全量の売り入札を行ったことを示すデータの提供を求め、これを確認しているところ（令和3年6月29日 当委員会プレスリリース）。

同確認の過程において、余剰全量の市場供出が達成できていなかった事例が複数あったことが判明したため、下記の通りお知らせします。

- 7月17日受渡し分 東北電力株式会社  
入札可能量の算定を誤り、余剰全量の売り入札を行っていた場合に比べて、供出量が3.1GWh減少した。  
これにより、約定価格の変動は見受けられない。
- 7月21日受渡し分 東京電力エナジーパートナー株式会社  
入札可能量の算定を誤り、余剰全量の売り入札を行っていた場合に比べて、供出量が3.8GWh減少した。  
これにより、7月21日の複数のコマ分において、約定価格が数円程度上昇した可能性がある。
- 7月23日受渡し分 東北電力株式会社  
再度入札可能量の算定を誤り、余剰全量の売り入札を行っていた場合に比べて、供出量が4.7GWh減少した。  
これにより、約定価格の変動は見受けられない。

### 2. 当委員会の対応

上記各事案につき事業者ヒアリング・現地調査等により事実関係の調査を実施したところ、いずれも市場相場を変動させる意図は確認されなかったものの、今後同様の入札行動が繰り返される場合には厳重な措置があり得る旨を指摘し、再発防止の徹底を求めました。

また、東京電力エナジーパートナー株式会社については、実際に約定価格が変動した可能性を考慮して、特に再発防止を徹底するよう、以下の内容につき文書による業務改善指導を実施しました。

- (1) 今後、同様の行為を含む問題行為をしないよう、スポット市場への入札に係る業務フローの見直しおよび入札に係るシステムの改修も含めた再発防

止策の確実な実施等必要な措置を講ずること。

- (2) 前記(1)に伴い、規程・マニュアルの改訂、及び、入札業務に従事する者への研修を実施し、関係者に周知徹底すること。
- (3) 前記(1)に基づいて講じた措置並びに前記(2)に基づいて実施した周知の内容及び日時について、令和4年10月31日までに、当委員会に対し、文書で報告すること。

(本発表資料のお問い合わせ先)

経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会 事務局

取引制度企画室長 東

担当者:住田、上條、竹内、小林、藤本

電話:03-3501-1552(直通)